

第28回たつの市農業委員会総会（3月定例会）議事録

令和5年3月28日（火）午前10時から第28回たつの市農業委員会総会（3月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 0名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	－
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第28回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、2番八木正邦委員、3番永富 元委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第177号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第177号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖保川町馬場1166-1の登記地目・田、現況は雑種地、面積は62㎡です。願い出人は、たつの市龍野町富永1005番地1 たつの市長 山本 実、平成11年に一般廃棄物処理施設用地として取得したのですが、その後、施設建設はなく現在に至っており、この度、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、土地の全部事項証明等において、平成11年に土地を取得していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現状は雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、揖保川町[REDACTED]の登記地目・畑で現況は雑種地及び宅地、面積は合計362㎡です。願い出人は配布資料の通りで、現在、山林化していた部分を切り崩し雑種地として利用しているもの及び宅地の一部として利用しているものです。今後、売却を考えているため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、空中写真において、平成11年以前

から山林及び宅地となっていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、御津町■■■■の登記地目・畑、現況は公衆用道路、面積は 126 m²です。願い出人は配布資料の通りで、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、隣接道路が昭和 54 年に公衆用道路として地目変更されていることから同時期に道路であったものと確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も公衆用道路であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 177 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 5 件出ていますので、ご説明いたします。1 件目、2 件目、3 件目につきましては、同一地域であり、譲受人が同一者でありますので、まとめて説明させていただきます。

1 件目から 3 件目までの申請地は、揖西町■■■■の

田で面積は合計 5,670 m²、譲受人及び譲渡し人はそれぞれ配布資料の通りで、譲渡し人は、高齢等の理由により、いずれも今後農業をする意向はなく、農地を取得し耕作したいと考えていた譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかがですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も確保又は必要な作業を行うまでに購入予定であることから、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、農地取得後の面積が 5,670 m²となりますので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町■■■■の田で面積は合計 766 m²、譲受人及び譲渡し人はそれぞれ配布資料の通りで、譲渡し人は、市外に居住しており農地の管理が難しいため、地元で耕作している譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかがですが、譲受人は、地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 11,341 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖保川町■■■■の畑で、面積は 267 m²、譲受人及び譲渡し人はそれぞれ配布資料の通りで、空家に付随する農地として 2 年間耕作したため、所有権を移転するものです。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 178 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 179 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、議案番号 8812 については、

この案件に関する議事進行は八木職務代理人へお願いします。

(猪澤委員 退席)

○議長（八木正邦委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは議案番号 8812 について事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 179 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、揖西町 の田で面積は 2,350 m²、譲受人及び譲渡し人はそれぞれ配布資料の通りで、譲渡人は市外に居住しており農地の管理が難しいため、地元の営農会社に農地を貸出していたが、この度、貸出先の営農会社へ譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 785,530.23 m²ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第179号」は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代します。

（猪澤委員 入室）

次に、日程第5「議案第180号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第180号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が1件出ていますのでご説明いたします。

申請地は、新宮町■■■■■の田で、面積は388㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第3種農地（3-(3)）に該当すると判断します。

譲受人及び譲渡し人はそれぞれ配布資料の通りで、転用目的は、譲受人が営む事業所の駐車場が手狭であるため、近くの農地を取得し、露露天駐車場として利用するものです。

土地造成期間は許可後90日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で

必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 180 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 181 号 たつの市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 181 号 たつの市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」

本件は、令和 4 年 1 月 30 日付けでの農地利用最適化推進委員の辞任に伴いまして、令和 5 年 4 月 1 日付けで 1 名の候補者を委嘱するものです。その欠員募集を令和 5 年 1 月 16 日から令和 5 年 2 月 17 日まで行いました結果、1 名の推薦書の提出がありました。そのため、委員候補者として農業委員会に関する法律 17 条第 1 項の「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」との規定に基づき、農業委員会に委嘱の承認を求めるものです。

委嘱しようとする候補者の経歴につきましては、別添資料のとおりでありまして、農業に対する熱意、識見を有し、また自治会からの推薦者でもありますので、本市農業委員会農地利用最適化推進委員として、まさに適任者であるものと確信しております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 181 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 182 号 たつの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 182 号 たつの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について」

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法に基づき、すべての農業委員会において定めなければならないこととされております。令和 4 年 12 月 16 日時点では、全国では 264 農業委員会、近畿管内では 51 農業委員会において最適化指針が未制定となっております。

たつの市農業委員会に置きましては、既に平成 30 年 2 月に指針が制定されておりますが、この度の改正農業委員会法の内容を反映させる必要がありますので、改正農業委員会法第 7 条の規定に基づき、指針を修正するものでございます。

詳しくは別添の資料をご清覧ください。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 182 号」は原案のとおり決定されました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 28 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(2 番八木正邦委員)

議事録署名委員
(3 番永富 元委員)